

シエスの代表理論とその両義性

池 端 寛 史*

はじめに

I シエスの権力分立論について

II シエスの代表理論とその両義性について

おわりに

はじめに

1789年から始まるフランス革命において指導的な役割を果たした、エマニュエル＝ジョセフ・シエス (Emmanuel-Joseph Sieyès) という人物は、周知の通り、革命期の政治家であると同時に憲法についての理論家でもあった。南仏フレジュスの街の中流階級の平民一家に5番目の子供として生まれ、自らの意思でというよりも父親の勧めで聖職者という職についたシエスは、まさしく革命の年である1789年に、自らが特権的な地位にあったにもかかわらず (あるいはだからこそ)、特権階級を痛烈に批判した『第三身分とは何か』というパンフレットを公刊したことで、この革命における卓越した著述家の1人として頭角をあらわすことになる¹⁾。当時の、そしてシエスにとっての喫緊の課題は、絶対主義と特権階級に支配された旧体制に代わって、新しい自由で平等な憲法秩序のため

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第22巻第2号 2023年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程・日本学術振興会特別研究員 DC1

・以下、外国語文献を引用する際に参考にした邦語訳文献を併記していることがあるが、必要に応じ筆者が訳語を修正しており、その邦語訳と引用の訳が必ずしも一致していない場合があることに注意されたい。

1) シエスの人物像について詳しくは、山本浩三「シエスの憲法思想とその評価」同志社法学60巻3号(2008)2-8頁参照。

の理論を構築することであり、それゆえ、シエスの議論は憲法の根幹にかかわっているがゆえに、今日においてもなお重要な論点を多々含んでいるのである。

このような理由から、第三共和政以降に本格的に展開することになるフランス憲法学においても、シエスは様々な憲法学者によって参照され、また日本憲法学においても同様に、フランス憲法学における重要な思想家の1人として著名な人物でありつづけた。しかしながら、そのことはシエスという人物が日本の憲法学者に肯定的に評価されていたということの意味しない。むしろ、日本憲法学におけるシエスという人物の位置づけについては、ルソーと比べたときのエリート主義的な性格が強調されることが多く、ルソーの「人民主権」に対置された「国民主権」の理論家として位置づけられていたように思われる。

すなわち、1970年代以降に日本憲法学に広く知られることになった主権二分論によれば、「国民主権 (= ナション主権)」と「人民主権 (= プーブル主権)」という2つの理論が対立しているものとされている。それによれば、「人民主権」の下では、現実の市民から成る「人民 (= プーブル)」に主権が直接帰属するのに対して、「国民主権」とは具体的な国政上の権限の所在を定めるものではなく、過去および将来の世代も含めた国籍保持者の総体に、つまり抽象的存在たる「国民 (= ナション)」に国権が帰属することを表明するものに過ぎず²⁾、そのような「国民」は自ら意思を表明することができない主体であるから、代わりに意思表明を行うための「代表」を必要としている限りにおいて、国民主権の原理は「代表制」を必然的に導くものとして説明される³⁾。日本の憲法学の体系書では、今日でもこの対立に言及することが一般的であり、「人民主権 = 直接制 / 国民主権 = 代表制」という構図は広く知られている⁴⁾。

後述するように、このような説明は、フランス第三共和政の憲法学者カレ・ド・マルベール (Raymond Carré de Malberg) による議論に倣ったものであり、

2) 杉原泰雄『国民主権の研究』(岩波書店、1971) 295頁以下。

3) 杉原・前掲注2) 307頁以下。

4) 例えば、芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法(第7版)』(岩波書店、2019) 43、304-305頁、高橋和之『立憲主義と日本国憲法(第5版)』(有斐閣、2020) 29頁、長谷部恭男『憲法(第8版)』(新世社、2022) 325-328頁、樋口陽一『憲法(第4版)』(勁草書房、2021) 129頁。

そこではシエスが「国民主権」の論者として描かれているわけであるが、しかしながら、本当にシエスの理論が、このような分かりやすい二分法のなかに汲み尽くされるものであったのかどうかは疑わしいように思われる。というのも、シエス理論の特徴は、特権階級を批判して平民階級を称揚したかと思えば、今度は、市民の政治参加能力に懐疑的になって、その政治参加を部分的に制限しようと試み、しかしながら、主張全体としては市民の政治参加に概ね肯定的で、人間の判断能力の進歩については何処か楽観的でさえあるという一種の錯綜した性格に存しているように思われるからである。このような錯綜性は、おそらく何かしらの緊張関係がそこに内包されていることを前提にしなければ説明できないものであり、一貫した「国民主権」の論者という視点だけでは汲みつくすことができないものではないだろうか。

シエスの憲法理論を扱った文献としては、浦田一郎の『シエスの憲法思想』という極めて網羅的な先行研究が存在しており、浦田もシエスには矛盾した諸要素が存在し、彼がそれを統一的に説明しようと努力している跡がみられることを指摘している⁵⁾。本稿もまたこの研究を参考にしているが、しかしこの本が出版されてから既に30年以上が経過していることもあり、シエスについての新しい研究が出てきていることに加えて、やはり年代的に主権二分論、ひいてはマルクス主義の影響を強く受けており⁶⁾、浦田一郎はシエスの憲法理論を「ブルジョワジーの利益の実現による資本主義的生産関係の形成に対応する意味をもった⁷⁾」ものとして評価し、シエスをブルジョワジーの利益の代弁者とみなすことによって、そのエリート主義的な性格を強調している。また同書では、思想の卓越性という点においても、しばしばシエスの理論を否定的に評価しているものであり、その至らなさ故に「民衆運動が政治の表舞台に登場したとき、彼は社会的判断能力の幅の狭さを露呈し」、「一七八九年の秋以降、彼に期待されて

5) 浦田一郎『シエスの憲法思想』(勁草書房、1987) 6-8頁。

6) 近時の研究では、そもそも革命期にマルクス主義的な意味での資本主義的生産関係の確保が問題になっていたのかという点に疑問が呈されている(水林翔「フランスにおける権利概念の展開—フランス革命から第三共和政を中心に」一橋法学 15巻2号(2016) 345-398頁)。

7) 浦田・前掲注5) 11頁。

いたものは、現実政治をリードしていく憲法制定能力であるよりも、別の人間によってすでにきりひらかれた政治的方向性を、権威づけ、憲法にまとめあげる技術であったようである」と結論されている⁸⁾。

このようなシイエスに対する評価については、近時、春山習の『シイエスの憲法思想の再検討』において見直しの必要性が説かれることになった。春山は、とりわけシイエスの憲法制定権力に関する議論について、それが常に主権二分論との関係で論じられてきたことに対して批判的検討を加え、憲法制定権力の「体制破壊的側面」ではなくて「権力制限的側面」への注目を促している。この論文は、主権二分論から自覚的に距離を置いたという点においては画期的な試みだったが、しかしシイエスの代表理論に関して言えば、春山は従来の評価を引き継いでおり、最終的に結論部では次のように述べている。

「シイエスは分業に基づいて政治領域における代表制を強く主張した。……実際、シイエスの分業の論理は極めてエリート主義的な政治観に結び付くことになり、最終的には選挙による正当化すら要しない貴族主義的政治制度を構想することになるだろう。ジャコバン独裁の反省という政治的状況が寄与したのだとしても、分業という原理そのものが政治から市民を排除する理論的可能性を有していた。民主主義の観点からその代表制論を見直す必要があるだろう⁹⁾」

一般的に言って、シイエスの代表理論には概して以上のような評価が与えられてきたと言えよう。すなわち、シイエスは専ら有権者からの代表者の独立性を説いた論者であり、そのような主張はエリート主義的な傾向を有しており、そしてそのことがシイエス理論の弱点であると考えられてきたのである。

しかし、そのような評価に理由がないわけではないにせよ、それは多分にシイエス理論の一側面が強調されすぎた結果のようにも思われるのであり、おそらくはシイエス自身の言明に照らして、その代表理論を再評価することが必要である。

8) 浦田・前掲注5) 218-221頁。この点、そもそも政治家としてのシイエスは必ずしも多数派に属する人物ではなかったから、その時代の政治的方向性への追従者という評価には疑問があるように思われる。

9) 春山習「シイエスの憲法思想の再検討」早稲田法学94巻4号(2019)508-509頁。

より具体的に言えば、シエスの代表理論には、代表者の独立性を強調することで市民の政治参加を排除するという契機のみならず、市民が代表者に対して影響力を行使することを認め、むしろ市民の意思を積極的に汲み上げようとする契機も存在していたということ、そして、シエスの代表理論にとって、このような後者の契機もまた重要なものであったということをも本稿で明らかにしていきたい。また、これに加えて、そのような両義的な性格が、シエス理論に固有の問題というよりも、むしろ「代表」という概念に内在的な問題として考えることができ、より一般的な文脈のなかで論じられ得るということについても本稿の終盤で明らかにしていく。

以下では、まずシエスの代表理論の前提となる考え方を概説した後に（第Ⅰ章）、代表者による一般意思の導出過程について、シエスがどのように考えていたのかを先行研究を踏まえて検討し、そのうえで「代表」という概念の両義性についての考察を行って本稿を終えることにしたい（第Ⅱ章）。

I シエスの権力分立論について

本章では、シエスの代表理論を理解するためのそもそもの前提として、彼の権力分立論を概説することとしたい。後にみるように、シエスの代表理論と権力分立論は密接に関係しており、2つの異なる理論というよりも1つの国家観を形成しているものである。したがって、ここでは共和暦三年（1795年）にシエスが行った2つの演説を中心としながら、シエスの権力分立論を見ていくことにしたい。

1. 1 「統一ある分割」

フランス革命の様々な段階でシエスは演説や著述を行っているが、その中でも、とりわけ独自の考え方をよくあらわしているように見えるのが、共和暦3年テルミドール2日と同18日（1795年7月20日と8月5日）に行った2つの演説である。その時代的な背景を簡単に説明しておく、その前年のテルミドール9日のクーデターによって、ジャコバン独裁による恐怖政治が終焉を迎えた後、

共和暦3年に新憲法が制定されることになるが、その憲法制定に際して、シイエスは「権力分立」の在り方についての諸演説を行っているのである。

というのも、この憲法制定手続にかかわった人々の念頭にあったのは、言うまでもなく、ジャコバンの恐怖政治のようなものを未然に防ぐことであり、そのような問題に対する解答は、国家権力をできるだけ細分化して様々な機関に分配するという権力分立の原理に見出されることになっていたからである。もちろん、シイエスもこの例外ではなく、恐怖政治を生き残った者として、彼もまたジャコバンの亡霊に怯えていたという。この点については、復古王政期になって年老いたシイエスがブリュッセルに亡命している間、「ロベスピエール氏が訪ねてきたら留守だと言ってくれ」と使用人に命じたというエピソードがある¹⁰⁾。

しかしながら、そのような文脈のなかで、シイエスの演説が特徴的だったのは、権力分立の重要性を強調しながらも、それと同時に国家権力の「統一性」を強調していたという点である。彼によれば、むやみに国家権力を分割するのではなく、統一ある形で国家機関を分立させることが必要なのであり、共和暦3年テルミドール2日の演説において、シイエスがそれを簡潔に定式化するところによれば「統一のみでは専制であり、分割のみではアナキー」、したがって「統一ある分割 (division avec unité)」が自由の保障に必要不可欠なのだという¹¹⁾。

この「統一ある分割」とは何を意味しているのだろうか¹²⁾。この点を考えるにあたって、同演説において、シイエスが国政を建築作業に喩えている部分が特に注目される。そこにおいては「行動の統一性 (unité d'action)」と「単一の行動 (action unique)」を区別する必要性が説かれている。シイエスによれば、前者が指すところは、様々な分野の職工達 (例えば、大工、煉瓦工、塗装工……) が関わりながらも、家を建てるという同一の目的のために彼らが協力して

10) P. Pasquino, «Sieyès», in O. Cayla et J.-L. Halpérin (dir.), *Dictionnaire des grandes œuvres juridiques*, Dalloz, 2008, p. 552.

11) E.-J. Sieyès, «Opinion de Sieyès, Sur plusieurs articles des titres IV et V du projet de constitution, Prononcée à la Convention le 2 thermidor de l'an troisième de la République», in *Œuvres de Sieyès*, t.3, EDHIS, 1989, p. 3.

12) この「統一ある分割」についての以下の説明は、只野雅人「議会と一般意思——シイエスの立法構想を手がかりに」阪口正二郎ほか編『浦田一郎先生古稀記念：憲法の思想と発展』(信山社、2017) 526頁以下参照。

いる状態であり、これこそがシイエスの目指す国政のあるべき姿だとされる。これに対して「単一の行動」が意味するところは、ただ一種の職工達が建築に必要な全種類の労働を担うような場合であり、これと「行動の統一性」が混同されることを厳に避けなければならないとされている¹³⁾。

そして、この建築作業の比喩は、シイエスが偶々思いついた比喩というよりも、彼の憲法理論の背景理解を示唆しているもののように思われる。というのも、(しばしば指摘され、またシイエス自身がそう述べていたように¹⁴⁾) 哲学者であり聖職者でもあったコンディヤック (Étienne Bonnot de Condillac) の影響をそこから推測することが可能だからである。

コンディヤックは「分析」という営為の本質を事物の分解と再構成の作業にあると考え、また人間の知覚方法についての思考実験において、人間の視覚や触覚を切り分けて論じた哲学者であるが¹⁵⁾、このような分解と再構成のイメージとシイエスの思考方法とのアナロジーを、この建築の比喩から読みとることができるだろう。すなわち、シイエスにとって、国家の営為を科学的に分析するということが意味していたのは、まず、国家権力をその機能ごとに分解して考察し、その後、それらの諸機能を順序良く組み立てることによって、最終的に統一ある形で示すことだったのではないかと考えられるのであり、国政を建築作業における分業に喩えたのは、このような分解と再構成のイメージの反映として考えることができるように思われる¹⁶⁾。

ラメル (Marc Lahmer) は、このような観点からシイエスの権力分立論を説明しているが、その際に建築ではなくて人体の比喩を用いている¹⁷⁾。そこでは、

13) E.-J. Sieyès, *supra* note 11), p. 9.

14) シイエスは自らを満足させた著述家にロック、コンディヤック、ボネの3人の名前を挙げている (E.-J. Sieyès, «Notice sur la vie de Sieyès», in *Œuvres de Sieyès*, t.3, EDHIS, 1989, p. 9.)。

15) コンディヤックの思想については、山口裕之『コンディヤックの思想——哲学と科学のはざままで』(勁草書房、2002) 参照。

16) なお労働の「分業」を重視するという点については、アダム・スミスを始めとする経済学者たちの影響があったことがパスキーノ (Pasqual Pasquino) によって指摘されており (P. Pasquino, *Sieyès et l'invention de la constitution en France*, Odile Jacob, 1998, p. 38)、この「分業」については代表理論に関する部分でも後述することになる。

立法府が人間の脳に喩えられ、他の国家機関は神経を通じて脳に交感する器官に喩えられ、例えば、立法の議決権を複数の機関に与えることは、1つの身体に複数の脳が併存しているに等しいと説明されている。

このラメルの説明はそれほど詳細なものではないが、この比喻を本稿筆者なりに敷衍させると、次のようにシエスの権力分立論を説明することができるだろう。すなわち、人間の身体には様々な器官があるが、それらは生きるという1つの目的に向けて常に協働し、またそのように協働することを強いられている。なぜならば、それらの器官は特定の生命機能を担うのみであり、それだけでは生きることができないからである。しかしながら、例えば、手や足に脳と同じように考える能力があったならばどうだろうか。その場合には、その器官は自活する手段を自ら保持しているわけであるから、脳の命令に逆らい、反目することを躊躇しないだろう。そこから生じるのは、1つの身体の中で複数の器官が対立している「統一性」を欠いた状態である。

まさに同演説の別の箇所においてシエスが言うところによれば、同一の身体に複数の「頭」を与えてはならないのであり、さらに彼が続けるところによれば、このような自然の道理に基づいた政治体制こそが、いずれ人類が到達する「あらゆる賢明かつ自由な人民の体制」になるという¹⁸⁾。ここでは国家と人体の間のアナロジーをみてとれる。しかし、それだけではなくて、時代とともに科学的な「分析」が進むことによって、統一性の実現が可能になるだろうというシエスの歴史認識もみてとることができるのである。

しかし何故、シエスはこれを「自由な人民の体制」とまで呼ぶのだろうか。その理由は、単に権力分立を通じて（反射的に）市民の自由が保護されるからという理由だけではない。というよりも、シエスは「自由」という概念を、社会的な産業の発展そのものとして理解しているのである。彼はまた次のように述べている。

「人的所有の行使において、そして物的所有の使用において、少しも不安を

17) M. Lahmer, «Sieyès lors des débats constituants en l'an III: autopsie d'un échec», in *Figures de Sieyès*, Publications de la Sorbonne, 2008, pp. 50-51.

18) E.-J. Sieyès, *supra* note 11), p. 10.

抱かなくて済む保障をもつ者は自由である。したがって、全ての市民は、留まり、行き、考え、話し、書き、印刷し、出版し、労働し、生産し、輸送し、交換し、消費するなどの権利を有する¹⁹⁾

ここから推測されるように、シイエスにとっての「自由」という言葉は「自由意思」というよりも、生命活動を行うための（唯物論的な）自由を意味していたのではないかという指摘がなされている²⁰⁾。すなわち、労働の分業によって、財を効率的に生産し、生じた余暇においてそれを消費する市民こそが彼の考える「自由な市民」像であり、必ずしも市民が全ての政治的決定を行うことが「自由」を意味するわけではないという発想を見てとることができるのである。

実際、シイエスが別の箇所述べているところによれば、ボルドーへの手紙を自ら届けることができるとしても、それは郵便屋に輸送を任せる場合に比べて自由が守られているわけではないという²¹⁾。シイエスの言う「自由」が増大するのは、自ら行うことができるが増大する場合というよりも、労働の専門化が進み、自ら行われなければならないことが極小化される場合であり、このような消極的な意味における自由こそが問題になっているのである²²⁾。まさにそうした定義上の相違によって、ルソーとは実に対照的なことに²³⁾、シイエスは、自由の増大という観点から文明と産業の発展を肯定的に評価しているのであり、つまりは労働が専門化して分業が進展するに伴って、人々の自由が増大していくものとしているのである。

19) E.-J. Sieyès, «Préliminaire de la Constitution Française. —Reconnaissance et exposition raisonnée des Droits de l'Homme et du Citoyen», in *Œuvres de Sieyès*, t.2, EDHIS, 1989, pp. 27-28.

20) 光信一宏「シイエスの代表制論についての覚書（一）コレット・クラヴルール最近の問題提起をめぐって」愛媛法学会雑誌 18-3 (1991) 119-120 頁。また C. Clavreul, «Sieyès et la genèse de la représentation moderne», in *Droits*, n° 6, 1987, pp. 48-49 も参照。

21) E.-J. Sieyès, *supra* note 11), pp. 5-6.

22) ここで思い出されるのは、バーリンによる「消極的自由／積極的自由」の区別であり (I. Berlin, *Two Concepts of Liberty*, in *LIBERTY* (edited by H. Hardy), Oxford University Press, 2002, p. 190. アイザイア・バーリン著 (小川晃一ほか共訳) 『自由論』(みすず書房、新装版、2018) 341 頁)、またその議論のもととなった、バンジャマン・コンスタンの「近代人の自由／古代人の自由」の区別である。コンスタンについては、本稿の次節において少し取り上げることになる。

23) 羽鳥卓也「ルソー歴史理論の構成」商学論集 24 巻 4 号 (1956 年) 1-56 頁参照。

そして以上のような諸前提から、シエスの権力分立論の結論が引き出されることになる。第一に、国家権力はその機能ごとに配分されることによってのみ(すなわち労働の種類に応じて分割されることによってのみ)統一ある形で分割されるのであるから、同一の権能を複数の機関に分割するような無秩序な権力分立は認められない。これは具体的にはテルミドール2日の演説のなかで、シエスが法律案の提出権と議決権を異なる機関に与えるように提案している点にあらわれている²⁴⁾。2つの議院に同種の議決権を与えてしまうことは、まさに1つの身体に脳を2つ与えることに等しく、将来的な両機関の対立を誘発することにはかならないからである。これこそが「分割のみではアナーキー」という言葉によって、彼が警告していた事態であろう。

しかしながら、第二に、その反対の極に位置する事態を避けることも同様に重要である。シエス自身の言葉を借りれば、「分割のみではアナーキー」であるのと同時に「統一のみでは専制」なのである。それが自然的な秩序に合致している限りにおいて、つまり分業原理に合致している限りにおいて、国家権力は、できる限り分割されて様々な機関に分配されていなければならない。なぜならば、ある国家機関が全権力を掌握するような状態は、分業原理に反しているがために非生産的であるということに加えて、その権力の強大さ故に市民の自由を脅かし、すなわち必然的に「専制」に至るからである。

したがって、シエスの権力分立論は一種の結集点をなしている。「分業の発展による生産性の向上」「自由の進展」「専制の消滅」、これらはすべて文明の発展と科学的分析の進展によって達成される偉業であり、したがって同時並行で進み、最後には「統一ある分割」という一点に集約されるのである。こうした諸々の観点から、(全体の統一性が害されない限りにおいて)国家権力は複数の諸機関に分割されなければならないのであり、それゆえシエスは同演説のなかで、いくつかの新制度の提案を行うことになるのである。

そのなかでも、特に憲法学者の目を引くのが「憲法陪審(jury constitutionnaire)」という制度であり、今日の憲法学者からすれば、この制度にはかなり先

24) 只野・前掲注12) 528頁。

進的な内容が含まれているように見えるがゆえに、しばしばシイエス独特の構想の1つとして言及されることがある。後述するように、これは諸機関が自らの権限から逸脱することを防止し、それぞれの役割を分業的に行うことを保障するための制度であり、その意味で、本節で取り扱ったシイエスの権力分立論の具体化と考えることができる。以下では、シイエスの権力分立論をより具体的な形でみていくために、この「憲法陪審」の制度について概説しておくことにしたい。

1. 2 憲法陪審

A) 憲法陪審の権限

すでに説明したような文脈のなかで、シイエスは共和暦3年テルミドール2日に憲法制定議会で「憲法陪審」という制度の導入を提案したのであるが、この制度の具体案について、テルミドール18日にさらなる演説を行うことになった。しかし、この演説は抽象的な原理を説くものであったために尊大な印象を与えたりしく、また内容的に良くまとまったものでもなかったため、結局、憲法陪審を設立するシイエス案は賛同を得られず採用されないままに終わったらしい²⁵⁾。

すでに述べたように、この機関の必要性は、国家機関の権限を特定の機能に限定しようとするシイエスの基本構想から生じたものと言えるが、しかし同様に、これは「憲法制定権力」という観点からも把握され得るものである。すなわち、彼自身の言うところによれば、この制度は、国家権力を「憲法制定権力 (*pouvoir constituant*)」と「憲法によって制定された諸権力 (*pouvoirs constitués*)」に分割する構想に基づくものであり、後者を前者に従わせるための「憲法の保障」ないし「有益なブレーキ」として、憲法陪審が機能するものと説明されているのである²⁶⁾。

この「憲法の保障」について、テルミドール18日のシイエス案では（以下では、単に「草案」と呼ぶ）、具体的に次の3つの役割を与えることが予定されている。すなわち、①第一に、限定列举された諸々の国家機関の憲法違反行為について判決を下すこと（草案6条）、②第二に、10年内毎に憲法の改善案を布告し、

25) 浦田・前掲注5) 234-235頁。

26) E.-J. Sieyès, *supra* note 11), p. 11.

それをもとに憲法改正手続を開始すること²⁷⁾ (草案11条) ③第三に、法が欠缺している場合や法の文言通りの適用が良心に反する帰結をもたらす場合に「自然的衡平 (équité naturelle)」に基づいた判決を下すこと (草案14条) の3つである。また、その構成員は計108名から成り、毎年その三分の一である36名が、立法院二院の前議員のなかから憲法陪審の構成員自身の手によって選ばれることで新しく改選されることになっている (草案3条)。

この憲法陪審について、浦田一郎の『シエースの憲法思想』はあまり多くを語っていないが、特に①の権限に関して、第一次集会や選挙人集会の行為が憲法陪審の審査対象に挙げられているにもかかわらず、これらの集会が憲法陪審への提訴権者には列挙されていない点²⁸⁾を指摘したうえで、この憲法陪審という制度が、人民による直接の意思表明を排除する反人民的な性格を有しているものと指摘し、「選挙に限定された、下からの意思表明を、保守的な憲法陪審が上からチェックできるようになっている」と説明している²⁹⁾。

この浦田の指摘については、憲法陪審が既存の秩序維持という保守的な目的を有していることや、これらの集会が提訴権を有していないことは確かに事実ではあるが、しかしながら、憲法陪審への提訴権者のなかには「個人の名における市民」が提訴することが予定されており (草案6条)、こうした市民の提訴権について、シエースが演説で述べるところによれば、「繰り返すが、市民の自由については拡大しなければならないのであり、自由が有害でないところでは、それを尊重しなければならない。したがって、異議申し立ての権利を享受することで、もし市民が自らをより自由だと思うのであれば、それを要求するために私は他の

-
- 27) 憲法陪審は10年内毎に憲法改正案の発議を行うが、憲法陪審自体が改正権を持っているわけではなく、その提案を行うのみである。憲法改正案が公告された後、それが第一次集会 (assemblées primaires) の全体の過半数によって承認され、憲法定権力 (pouvoir constituant) の委任が決定された後 (草案12条)、元老院 (conseil des anciens) がそれを行使するということになっている (草案13条)。このように、それぞれの機関に機能ごとの権限を割り当てる点に、先述した分業原理の制度的実践が現れていると言えるだろう。
- 28) ①の権限についての憲法陪審への提訴権者には、立法院の二院である元老院と五百人院 (conseil des cinq cents) と「個人の名における市民」が挙げられている。また、この二院のいずれかの少数派がその多数派に対して憲法陪審への訴えを起こすことも予定されており、憲法陪審への提訴権は議会における少数派権としても予定されている (草案6条)。
- 29) 浦田・前掲注5) 234頁。

動機を必要としない³⁰⁾」。この説明を額面通りに受け取ってよいならば、憲法陪審は一般市民に敵対的なものではないし、少なくとも、提訴権者のリストからその反民主的な性格を推測することには疑問の余地があると言えるだろう。

また、①の権限について、春山習はパスキーノの見解に言及しながらもその見解に反対して、憲法陪審を事前審査型ではなくて事後審査型であると述べているが、これについても議論の余地があるように思われる³¹⁾。春山は憲法陪審が事後的に法律の内容を審査できると考えているようであるが、パスキーノ以外の憲法陪審について言及している論者たちも、審署された後の法律を憲法陪審が無効にできるとは考えておらず、そもそも憲法陪審の下では「法律の」違憲性ではなくて「立法手続の」違憲性のみが問題になっていたという主張が有力になされているようである³²⁾。こうした議論状況をみる限り、春山が唯一の論拠として挙げている、違憲とされた行為は「遡及して無効 (nuls et comme non-avenus)」という文言(草案8条)が、それ単体で憲法陪審による事後的な違憲立法審査を正当化するものとして十分なものかどうかは再考の余地があるように思われる。

B) 憲法陪審の位置づけ

以上のような権限を有するシイエスの「憲法陪審」という制度をどのように位置づけるかという問題については、現代では主に2つの視点から議論されているようである。1つ目はバンジャマン・コンスタン (Benjamin Constant) との関連を論じる議論であり、2つ目は現代的な憲法裁判権との関連を論じる議論である。以下では、この二点について簡単にコメントしておきたい。

第一に、コンスタンについて言えば、彼はシイエスから思想的に影響を受けていたということが指摘されている。スイスのローザンヌで生まれたコンスタンは、欧州各地を転々とした後、1787年にパリに至るが、革命の勃発で一度その地を離れた後に1795年に再び戻って来ることになる。その年の五月末に、スタール

30) E.-J. Sieyès, «Opinion de Sieyès, Sur les attributions et l'organisation du jury constitutionnaire proposé le 2 thermidor, prononcée à la convention nationale le 18 du même mois, l'an 3 de la République», in *Œuvres de Sieyès*, t.3, EDHIS, 1989, p. 10.

31) 春山・前掲注9) 501-502頁。

夫人 (Anne Louise Germaine de Staël) の紹介でシイエスに出会って個人的な親交関係をむすび、先述のテルミドール2日の演説に強い感銘を受けたとされている³³⁾。

周知の通り、コンスタンと言えば、いわゆる「近代人の自由」、すなわち私的領域における個人的な権利の重要性を強調したことで知られる政治思想家であるが³⁴⁾、そのように個人活動の自由を国家制度の最終目的と考える点において、市民の私的生活における行動の自由を重視し「あらゆる公的制度 (établissement public) の目的は個人的な自由である³⁵⁾」と述べていたシイエスとの連続

32) パスキーノによれば、審署された (promulgué) 法律は審査を受けず、審署前の法律のみが訴えの対象となり得る (P. Pasquino, *supra* note 10), p. 556)。またトロペールによれば、審査の対象となる「行為 (actes)」に法律は含まれない。というのも、憲法陪審による「立法行為 (actes de législation)」の審査を予定していた11人委員会案とは異なり、またシイエスがテルミドール2日に提案した案とも異なり (その4条において、憲法陪審は「立法府のデクレ (décrets de la législature)」に審査を行うこととなっている〔※このデクレは政令という意味ではなくて、護民院 (tribunat) の提出法案に対して立法府が判断を下し、しかし審署が未だのものを指す (テルミドール2日案3条)〕)、シイエスのテルミドール18日の草案は、総体としての立法府二院の行為ではなくて、元老院の行為「または」五百人院の行為という議院の個別的な行為を審査対象として規定しているため、法案の違憲性ではなくて各々の立法手続における違憲性が審査されることが予定されており、また政府新聞 (Moniteur) における Eschassériaux の見解もそのように考えているものとして説明されている (M. Troper, «Sieyès et le jury constitutionnaire», in *Mélanges en l'honneur de Pierre Avril*, Montchrestien, 2001, p. 273)。この点については、ジョームもトロペールの見解に賛成して、法文の審査ではなくて、立法手続の審査が問題になっていたと説明している (L. Jaume, «Sieyès et le sens du jury constitutionnaire: une réinterprétation», in *Droits*, n° 36, 2002, p. 116)。

したがって (いずれも春山が論文内で引用している) 以上の文献を読む限り、憲法院の①の権限については、「事前審査型/事後審査型」という問題以前に、そもそも法案の内容そのものを審査することが可能なかどうかが議論の対象となっているようである。なおこの点について、革命期にも手続規定のみならず人権規定までも参照条文とする実体的な違憲立法審査が提案されていたと指摘し、シイエスもそのような構想を検討していたと主張するラメルも、テルミドール18日の草案に関しては、トロペール説を引用して、法律内容の審査が問題になっていたわけではないようにみえると述べている (M. Lahmer, *supra* note 17), p. 65)。

33) A. Laquière, «La réception de Sieyès par la doctrine publiciste française du XIX^e et du XX^e siècles», in *Figures de Sieyès*, Publications de la Sorbonne, 2008, pp. 88-89.

34) コンスタン著 (堤林剣=堤林恵訳)『近代人の自由と古代人の自由 征服の精神と篡奪他一篇』(岩波書店、2020) 参照。

35) E.-J. Sieyès, *supra* note 11), p. 16.

性を見出すことができるだろう。

そのようなコンスタンの唱える「中立権 (pouvoir neutre)」（これは憲法学の分野では、とりわけケルゼンとシュミットの論争を通じてよく知られているが³⁶⁾）という構想についても、一見すると、シイエスの憲法陪審との連続性を見出すことが可能にみえる。すなわち、コンスタンの「中立権」とは、国家機関の間での紛争によって国制が機能不全に陥ることを防ぐために、執行権・立法権・司法権という三者の外側にある、それらの仲裁を行うための中立的な権力であり、具体的には（これは明らかに復古王政期という時代的文脈を反映しているのであるが）国王がその担い手となることを予定していたものである。そこでは「中立権」自身は、積極的・能動的に統治を行う権力というよりも、むしろ既存の秩序を維持するための消極的・受動的な仲裁者として位置づけられており、つまりは「他の諸権力の裁判的権力」として機能することが期待されているのである³⁷⁾。

このように、自らは直接統治を行わず、ただ諸々の国家権力に対する審判を行うための権力であるという点においては、コンスタンの中立権の構想にはシイエスの憲法陪審に近い側面があると言えるかもしれないが、他方で、両者の間に大きな差異があることも無視できないように思われる。コンスタンの中立権の下では、憲法問題に限定されない政治的問題を国王に解決させることが期待されている一方で、（それが唯一の役割ではないものの）憲法陪審では、手続のなかで合憲性が問題となる事案について判決を下すことが予定されており、その決定方法

36) 「中立権」の概念は、ワイマール期のケルゼン (Hans Kelsen) とシュミット (Carl Schmitt) の間で行われた憲法裁判権の可否に関する論争、すなわち「誰が憲法の番人であるべきか」をめぐる論争において一つの争点であったことで憲法学界に知られている (C. シュミット著 (田中浩 = 原田武雄訳) 『大統領の独裁 [付] 憲法の番人 (1929 年版)』 (未来社、1974) 170 頁以下。Hans Kelsen, Wer soll der Hüter der Verfassung sein?, 1931, S. 9.)。

当該論争を扱った文献については、例えば、邦語文献では、佐藤功「ドイツにおける憲法保障制度とその理論 (五)」国家学会雑誌 57 巻 7 号 (1943 年) 78 頁、独語文献では、Dieter Grimm, Recht oder Politik? Die Kelsen-Schmitt-Kontroverse zur Verfassungsgerichtsbarkeit und die heutige Lage, Carl-Schmitt-Vorlesungen, Bd. 4, 2020, S. 26 参照。

37) 深瀬忠一「パンジャマン・コンスタンの中立権」北海道大学法学会論集 10 巻合併号 (1960) 144 頁以下。

も憲法陪審では合議体を通じて行われるという点において、コンスタンの中立権とは大きく異なるものであると言えよう。

またこれに関連して、ラキエーズ (Alain Laquière) によれば、コンスタンが復古王政期以前に論じていた (つまり「中立権」の共和政版ともいえる) 「予防権 (pouvoir préserveur)³⁸⁾」という構想についても、その構成員・機能様態・権限の各点で、シエスの憲法陪審の方がより裁判所的である一方で、コンスタンのそれは政治的権力としての側面が強いということが指摘されている³⁹⁾。したがって、シエスとコンスタンの構想の間によく似た部分が認められるとしても、この両者を安易に結びつけることには慎重でなくてはならない。

第二に、シエスの憲法陪審が言及されるもう1つの文脈は、現代的な違憲立法審査制度との関連においてである。言うまでもなく、国家行為の憲法適合性について判断するという役割は、現代的な憲法裁判所を想起させるだろう。また憲法陪審の制度について、シエス自身が演説しているところによれば、「憲法は義務的な法の集成であるか、さもなければ無である。それが法の集成であるというならば、何処にその守護者 (gardien) がいるのだろうか、何処にその法典の司法官 (magistrature) がいるのだろうかということが問われるのである⁴⁰⁾」とされており、このような「憲法の守護者」という構想は、少なからず現代立憲主義の構想に共鳴する部分があると言えよう。実際、例えば、オーリウ (Maurice Hauriou) は、フランスで過去に行われた合憲性審査制度の理論的素描として、シエスの憲法陪審に言及しているのである⁴¹⁾。

したがって、この制度を (とりわけ現代的関心から) 憲法裁判権に結びつけたくなることも無理からぬことではあるが、これについて、トロペール (Michel Troper) が戒めるところによれば、概して以下のような諸理由から、憲法陪審

38) 「中立権 (pouvoir neutre)」はコンスタンが復古王政を語る文脈で用いられていた呼称であり、その理論的原型については共和政期に「予防権 (pouvoir préserveur)」の名で語られていたことで知られる (樋口雄人「バンジャマン・コンスタンの中立権理論について」憲法論叢7号(2000年)90頁参照)。

39) A. Laquière, *supra* note 33), pp. 101-105.

40) E.-J. Sieyès, *supra* note 30), p. 3.

41) M. Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2 éd., Sirey, 1929, p. 268.

は今日的な憲法裁判所というよりも立法機関に近い組織として考えるべきであるという。

①その第一の権能について、そこで憲法陪審が判決を行う際に参照することになっている規範は実体法 (*règles de fond*) ではなくて、〔国家運営上の〕手続法 (*règles de procédure*) であり、法律の内容を違憲とするような事態が考えられていたわけではないこと。②その第二の権能について、憲法陪審は憲法改正案の発議権も有しており、(現代の憲法裁判所が担うものではないところの) 憲法改正案を提出する役割まで担っていること。③その第三の権能について、今日的な憲法裁判権は、憲法を制裁可能な実定規範たらしめることを目的としているが、憲法陪審で予定されているような自然的公平性に基づく判決は、自然法的な構想が憲法の最高規範性を損ねることを意味すると同時に、憲法陪審が新しく法律を再構成することによって、(革命期に考えられていたような消極的で限定的な権力としての) 司法権の限界を越えることを意味すること。また、この説を補強するものとして、シイエスが「*cour*」や「*tribunal*」などの「裁判所」を意味する言葉ではなくて「陪審 (*jury*)」という名称を用いたことは、シイエス自身が憲法陪審に単なる裁判所の判決に還元できないような裁量的な判断を認めていたからであると考えられること。④最後に、その構成員についても計 108 名という憲法裁判所としてはあまりに多くの構成員から成っており、現代で言うところの裁判所というよりも政治的な性格を有する議会として構想されていたものとして考えられること⁴²⁾。

以上の諸理由から、トロパールは憲法陪審を裁判所というよりも政治機関として位置づけている。彼によれば、シイエスが憲法陪審を通じて解決しようとしていた問題は、如何にして権限配分や組織構成を行うかという権力分立論的な問題であり、憲法の最高規範としての有効性や義務性を守るといような現代立憲主義的な意図で「憲法陪審」が組織されたわけではないという⁴³⁾。

ただし、このような評価には一部に異論もあり、先述のラキエーズは、特に③

42) M. Troper, *supra* note 32), pp. 272-277.

43) M. Troper, «Sieyès et la hiérarchie des normes», in *Figures de Sieyès*, Publications de la Sorbonne, 2008, p. 35.

の権限に関してトロペールとは異なる評価を示している⁴⁴⁾。彼によれば、自然的衡平に基づいて判決を行うことは革命当時の司法権についての考え方から逸脱したものではないし、また他のシイエスの語用法に照らせば、「陪審」という言葉が司法作用でないことを強調するための用語だったとも言い難い。そして最後に、シイエスがこの「自然的衡平の陪審」によって達成しようとした目的は、シイエス自身の演説の内容に照らせば、実定法では守られないような権利を保護することにあり、その意味で、憲法陪審は権利保護のための裁判所だったとすることができるという。

こうした諸説がある中で、結局のところ、この憲法陪審という制度はどのように位置づけられるべきなのか。その構成員や権限から考えると、基本的には憲法裁判所というよりも、権力分立を実効的にするための仲裁的な政治機関として捉えるのが妥当であるように思われるが、とりわけ③の「自然的衡平」については、憲法陪審の構成員全員（108名）が判断する権限を有しているわけではなくて、そのなかから各年に抽選で選ばれた陪審構成員の10分の1以上から成る「自然的衡平の陪審（jury d'équité naturelle）」という少人数のセクションが超実定法的な判断を行うことになっているだけに⁴⁵⁾（草案14条）議会というよりも裁判所の法廷を連想させる部分があるということはあるだろう。

しかし既に見たように、これについても多分に論争的であり、おそらく司法機関のような側面もあれば、政治機関のような側面もあったと言うほかないだろう。というのも、シイエス自身が（法的な）人権保護の問題と（政治的な）権力分立の問題をまとめて論じているようなきらいがあるし、またこの制度は実際には実現しなかったわけであるから、結局は「憲法陪審」という制度がどのように運用されるようになっていたのか誰にも分からないのである。場合によっては、今日のフランス憲法院のように、人権保護が当初の目的ではなかったとしても、その後の実際の運用によって役割が拡大していた可能性は否定できないし、反対に、人権保護のためにつくった制度だとしても、実際には、その目的を達成するため

44) A. Laquière, *supra* note 33), p. 101（注部分参照）。

45) この点、春山は自然的衡平の陪審が「最低10人」から成るとしているが、草案14条を読む限りは、「最低10分の1」から成ると規定されている（春山・前掲注9）503頁）。

の環境が出来上がっていなかったということも十分にあり得そうなことである。

したがって、シイエスの憲法陪審の位置づけは、今日においても微妙なニュアンスを含んでおり、これについてはジョーム (Lucien Jaume) が結論しているように⁴⁶⁾、コンスタンの中立権の構想にも、現代的な憲法裁判所の構想にも安易に結びつけられるべきではなく、それらとの関連性を持ち出す場合には十分な注意が必要であるように思われる。

しかしいずれにせよ、ここで指摘しておきたいのは、この憲法陪審という制度が—それが人権保護という観点からにせよ、あるいは権力分立という観点からにせよ—前節で見てきたようなシイエスの基本構想によって根拠づけられるということである。つまり、この陪審に期待されていたものは、その判決を通じて各機関に自らの権限領域を遵守させることによって、権力集中が引き起こす専制を防止すると同時に、国家活動が効率的な「分業」の下で行われることを保障することにある。その限りにおいて、この制度はシイエスの国家構想をよく体现しているのであり、次章においては、シイエスの代表理論においても、そのような根底にある構想が同様に重要な役割を果たしていることをみることになる。

II シイエスの代表理論とその両義性について

シイエス研究の泰斗であるバスティド (Paul Bastid) が言うところによれば、「代表理論に関して、現代の教説はシイエスの思想に付け加えるべきものを殆ど何も持たなかった⁴⁷⁾」。このような評価が完全に正確かどうかは留保するが、少なくとも、今日でも議論の絶えることのない「代表」をめぐる論争において、シイエスが重要な先駆者の1人として見なされてきたことは否定できないように思われる。

本章では、前章で示したようなシイエスの理解を前提としたうえで、彼の代表理論とその両義性について検討し、最後に「代表」という概念一般の問題について考察を加えることとする。本稿の冒頭で述べたように、シイエスの代表理論は、

46) L. Jaume, *supra* note 32), pp. 133-134.

47) P. Bastid, *Sieyès et sa pensée*, Slatkine Reprints, 1978 (Hachette, 1939), p. 567.

日本憲法学ではカレ・ド・マルベールの主権論を通じて理解されている部分があり、したがって、代表者の独立性を重視した理論家としてのイメージが定着しているように思われるが、本章の前半では、必ずしもシイエスが代表者に対する有権者の影響力を軽視していたわけではないことを示し(2. 1)、そして本章の後半においては、シイエスの代表理論が持つそのような両義性を指摘し、そこから「代表」という概念一般についての考察を行うことにする(2. 2)。

2. 1 カレ・ド・マルベール説に対する批判

A) カレ・ド・マルベールによるシイエス解釈

第三共和政の憲法学者カレ・ド・マルベールが、その主著の1つである『一般国家論への寄与』において「国民主権」と「人民主権」という2つの主権概念を対置させていることについては、おそらく改めて詳しく説明する必要もないことであろう。それによれば、まず、ルソーの系譜に位置する「人民主権」の理論があり、そこでは、主権は国民の構成員たる個々の市民(=人民)の間に分有され、その結果として、人民の決定が行われる際にはすべての市民を召集する必要があるものとして説明される。したがって、人民主権は直接制を帰結するものとされている⁴⁸⁾。

他方で「国民主権」はこの対極にあるものとして説明される⁴⁹⁾。カレ・ド・マルベールによれば、この「国民主権」の構想は1791年憲法にその具体化をみることができ、同憲法の第3篇1条によれば、「主権は国民に属し、いかなる人民のセクションも、いかなる個人もその行使を我が物とすることはできない」。これについて、彼が説明するところによれば、主権が存するとされる「国民」が意味するのは、個々の構成員ではなくて、統合された集団としての存在であり、それはつまり「国民」とは国家権力を行使する「法人(personne juridique)」として理解されなければならないことを意味するという⁵⁰⁾。

48) R. Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, t.2, Sirey, 1922, pp. 152-155.

49) *Ibid.*, p. 167.

50) *Ibid.*, p. 173.

このようにしてドイツ的な国家法人説をフランスの国民主権の構想と結びつけることによって、カレ・ド・マルベールは、ドイツの教説の起源がフランス革命に求められ得ることを証明しようと試みている⁵¹⁾。彼の国家法人説によれば、国家は国民の法人格化として考えられ、その意味で国家と国民は同一の法的存在に他ならない⁵²⁾。したがって、国民が意思表示を行うためには、国家の内部にそのための「機関 (organe)」が必要とされるわけであるが、ここでもカレ・ド・マルベールは、それをフランス的な概念に置き換えることを試みるのであり、すなわち彼にとって、この「機関」というドイツ国法学上の概念は、フランスで言うところの「代表者」という概念と可換的なものとして説明されるのである。

彼によれば、フランスにおいては、国民意思を表明する者を指示するために「代表者」という言葉が従来から使われてきたが、より厳密には（つまり法学的には）それは「機関」と呼ばれるべき存在だったという。というのも、「代表」という言葉は「代表する人／代表される人」という区別された二者を前提とし、代表されるものが代表に先立って存在していることを想起させてしまうからである。これに対して、「機関」という言葉は、団体が意思を表明し行動するための手段であり、そのような機関を通じてこそ、それまで存在していなかった団体の意思が顕現し、そして団体の存在が現実化することになる。「一言で言えば、先立つ人格や意思を前提とすることなく、むしろ機関はそうした意思や人格を生みだしている⁵³⁾」のであり、これこそがフランスで従来「代表者」と呼ばれてきたものであるという。

かくして、「国民主権」という構想は、ドイツ的な国家法人説に接合され、国民の意思表示を市民ではなくて、国家機関であるところの「代表者」に任せるための理論として理解されることになる。つまり「国民主権」は代表制を必然的に帰結することになるのであり⁵⁴⁾、この意味で、人民主権の対極にあると言える

51) この点について詳しくは、時本義昭『国民主権と法人理論〔補訂版〕』（成文堂、2020）240頁以下参照。

52) 「国家と国民は、同一の法的存在の二側面に過ぎない」（R. Carré de Malberg, *supra* note 48), p. 187)。

53) *Ibid.*, pp. 227-228.

54) *Ibid.*, p. 199.

のである。

もっとも、ここで生じる疑問は、以上の2つの「主権」が本当に両立不可能なものなのかということである。なぜなら、国民主権の理論は、国家権力の具体的所在について何か語っているわけではないから、国民主権が帰結する制度の枠のなかで「人民」の優位が確立するということも考えられるのではないだろうか。

しかしながら、カレ・ド・マルベールは『寄与』において、この2つの主権概念を両立不可能なものとして考える。その理由は、単に人民主権が直接制を帰結し、国民主権が代表制を帰結するからということに尽きるものではない。というのも、この「国民主権」は、彼が言うところによれば、いかなる主権者も存在し得ないという命題に帰着するのであり、この意味で、いわば「主権者なき主権論」としての性格を有しているからである⁵⁵⁾。

「つまるところ、1789年の人々によって引き出されたこの原理は、それ自体では純粋にネガティブな射程しか有さないということが分かる。それは以下のように言うことに帰着するだろう。国家の内部においては、国家自身でないのであれば、誰も主権者と名乗ることができないということであり、この国家とは、つまり包括的かつ不可分な内実において把握され、国家自体のなかにその統一的人格化を見出す法的主体となるころの、国民や人民と同じものなのである。このことは全ての特殊な主権を排除する。かくして定義された国民主権は極めて無害なものであり、もはや人民主権の理論と共通しているものはないのである⁵⁶⁾」

したがって、もし主権がこのように抽象的な国民に属するのであれば、たとえ、人民がそのなかで優越する権限を有していたとしても、それは「国民」という上位の存在から与えられた権限に過ぎず、人民が主権者を名乗ることはできない。というのも、カレ・ド・マルベールにとって、主権とは「あらゆる束縛や従属の否定⁵⁷⁾」であり、それは上位の存在によって与えられるような性格のものではないからである。したがって、人民主権は国民主権の適用の一様態というよりも、

55) 時本・前掲注51) 244頁。

56) R. Carré de Malberg, *supra* note 48), pp. 176-177.

57) *Ibid.*, pp. 176-177.

むしろ相互に対立する2つの概念なのである⁵⁸⁾。

以上のように2つの主権論が対立的に捉えられる図式において、シエスの憲法理論は国民主権の方に位置するものとして考えられる。たしかにカレ・ド・マルベールは『第三身分とは何か』におけるシエスの言説について、個人主義的・原子論的な市民像という点におけるルソーとの連続性を認めているのであるが⁵⁹⁾、同時に、そのような個人主義から帰結される事態、すなわち、全ての人々に政治的権利が与えられるという事態を修正するための原理としての「国民の組織的統一性」という観念の萌芽をシエスの理論のなかに見出し、その観念が先述の1791年憲法第3篇1条「主権は国民に属し、いかなる人民のセクションも、いかなる個人もその行使を我が物とすることはできない」のなかに現出しているものとして考える。カレ・ド・マルベールによれば、シエスがそこから引き出したのは、「市民が代表への権利を有するのは、均質的で統一された総体の構成員としての資格においてのみであり、それはつまり、実のところ、ただ総体において捉えられた国民のみが代表される権利を有するということである⁶⁰⁾」。

またその少し後の部分において、カレ・ド・マルベールが説明しているところによれば、「国民主権」の意味を国籍保持者による分割された主権として考えたペション (Pétion de Villeneuve) の意見に反対して、シエスは国民の一体性と主権の不可分性を説いたものとされている⁶¹⁾。したがって、シエスは人民主権の構想に対する反対者として描かれているのであり、こうした記述からすれば、カレ・ド・マルベールは、シエスの理論を「国民主権」の構想に基づくものとして評価していたと考えるのが妥当であろう⁶²⁾。

B) カレ・ド・マルベール説に対する批判

以上のように、シエスを「国民主権」の論者として考えるカレ・ド・マルベールの解釈に対しては、バコ (Guillaume Bacot) による批判が行われている。

58) G. Bacot, *Carré de Malberg et l'origine de la distinction entre souveraineté du peuple et souveraineté nationale*, CNRS, 1985, pp. 10-12.

59) R. Carré de Malberg, *supra* note 48), pp. 240-241.

60) *Ibid.*, p. 242.

61) *Ibid.*, pp. 253-254.

バコは「国民主権／人民主権」という区別に対して、(とりわけ歴史的・思想的な観点から) 包括的な批判をおこなっているが、そのなかにはカレ・ド・マルベールのシエス解釈に対する批判と(そして結果的には) バコ自身のシエス解釈が含まれている。

バコによれば、カレ・ド・マルベールが示す「国民主権」の機関論的な理解は、シエスの理論と一致していない。というのも、バコによれば、カレ・ド・マルベールの言う代表者たる機関が「それまでに存在していなかった集団意思⁶³⁾」や「諸個人の意味から独立した国民意思⁶⁴⁾」を表明するという構想は、シエスが説いていた構想とは全く異なるものだからである。むしろシエス自身が説いていたのは、「それを通じて個人の諸意思が共通の集約点に至るような経路」を確立し、「その集約点において、一般的な願望(vœu)を形成するために個人の諸意思が協働しなければならない」ということであり⁶⁵⁾、シエスの他の記述に照らしても(カレ・ド・マルベールが考える「国民主権」とは反対に) シエスは市民の個別意思の影響力を強調していたという。かくして、バコによれば、個別の意思から独立した国民意思を表明する代表機関という構想を、シエスの見解から導き出すのは誤りであり、シエスが真に主張していたところは「無から一般意思を創造するのではなくて、議員はただ国民集団のなかにおいて一般意思を発見しなければならない」ということで、「したがって、この観点からすれば、議員が負っているのは、決定する権力というよりも探求と準備の作業なのである」⁶⁶⁾。

62) ここで注意しておきたいのは、そのすぐ後に、カレ・ド・マルベールは、命令委任に反対して議員が国民全体の代表者であることを説くシエスの言葉のなかに、『社会契約論』第4編2章において「法律が人民の議会に提出されているときに問題になっているのは、正確には、それを認めるか拒否するかということではなくて、それが一般意思に適合しているか否かである」と述べたルソーとの連続性を見出している点である(*Ibid.*, p. 255)。この点については、シエスもルソーも法律制定行為を一種の認識行為と考えていたことに関係しているように思われる。ただし、そのことが意思行為としての契機を完全に排除するものではないと考えられることについては後述する。

63) *Ibid.*, p. 228.

64) *Ibid.*, p. 225.

65) Archives parlementaires, 1ère série, t.8, p. 594.

66) G. Bacot, *supra* note 51), p. 77.

それゆえ、カレ・ド・マルベールの説く「国民主権」の理論は、シイエスの理論とは無縁のものであると批判される。カレ・ド・マルベールによれば、国民の意思を表明する機関（＝代表者）は「先立つ人格や意思を前提とすることなく、むしろ機関はそうした意思や人格を生みだしている⁶⁷⁾」というが、反対に、バコによれば、シイエスは国民意思が個別の市民の意思のなかに存するものとして考えていたという。

こうした二者間の論争があるなかで、いずれの解釈がより適切なものなのだろうか。これについては、本稿の冒頭で述べたように、シイエス理論それ自体に微妙なニュアンスが含まれており、そもそも単純な二項対立の図式で捉えることが果たして妥当なのかという前提問題があるように思われる。この点、ピエール・ブリュネ (Pierre Brunet) が、次のように、両者を止揚させる見解を示していることが注目に値する。

まずブリュネは、この論争を扱うにあたって、議会が国民の一般意思を導出する過程が「意思行為」としての性質を帯びるのか、「認識行為」としての性質を帯びるのかという形での定式化を行っている。なぜならば、国民自体は意思をもたず、代表者たる議会がそれを「意思」することによって、一般意思を新しく創造するのであれば、カレ・ド・マルベールの言っていることが正しかったということになるし、反対に、すでに国民の中に一般意思が現れており、議会の任務がそれを「認識」するだけであるならば、バコによるシイエス解釈が正しいということになるからである。

こうした一般意思の導出過程について、シイエス自身はどのように述べていたのか。彼はしばしば「認識」という言葉を用いているため、一見すると、これは一般意思が「認識」されるものとして考えられていたようにみえる。しかしながら、実のところ、「解釈する (interpréter)」という言葉がこれと同様に使われているのであり、例えば、国王拒否権の演説においては、シイエスは次のように述べている。

「市民たちが代表者を互いに選出することは共通の効用のためである。代表

67) R. Carré de Malberg, *supra* note 48), pp. 253-254.

者たちは市民たちよりもはるかに良く一般利益を認識し、この点に関して市民たち自身の意思をはるかに良く解釈することができる⁶⁸⁾」

ブリュネによれば、この「解釈」という言葉には（法学者の間ではよく言われるように）「意思行為」と「認識行為」としての2つの側面があり、その両者のいずれであるかを決定できないような第三の行為が問題になるときにこの言葉が使われるという⁶⁹⁾。そして、他のシイエスの演説も引用しながら、たしかにシイエス自身の意図としては、立法行為が理性に基づく「認識」であると考えていたと解釈できる一方で、論理的見地からすれば、シイエスが「解釈」という言葉を用いたのは、「意思」の要素を全く排除しようとする意図ではなかったとも考えられるという⁷⁰⁾。

そこでブリュネは、シイエスの言説において、立法を「構成する (composer)」あるいは「形成する (former)」という言い回しが頻繁に用いられている事実を指摘し、それらの言葉の一般的用法からすれば、議会が行う「解釈」という行為は、異質な諸要素を統合する過程として考えられていたのだと推測する。そして、この異質な諸要素こそが、市民の特殊な諸意志であると考え、つまり、シイエスが考える「一般意思」は最初から存在しているわけではなくて、特殊な諸意志が議会による討議を経て変形し、それによって初めて現れるものだったのではないかと考えるのである。

このように考えることによって、ブリュネは先述の論争を止揚することを試みる。一方では、カレ・ド・マルベールが正しく述べていたように、一般意思はそれが議会によって表明される前から存在しているわけではないのであるが、また他方で、バコが正しく述べていたように、それは個別の意思から独立して存在しているわけではない。すなわち、個人の意味は一般意思を構成するための本質的要素ではあるが、それ自体に一般意思が内包されているわけではなく、一般意思は議会を通じて初めて創造されるものと説明されるのである⁷¹⁾。

68) E.-J. Sieyès, «Dire de l'Abbé Sieyès sur la question du veto royal, à la séance du 7 septembre 1789», in *Œuvres de Sieyès*, t.2, EDHIS, 1989, p. 14.

69) P. Brunet, *Vouloir pour la nation: le concept de représentation dans la théorie de l'État*, LGDJ, 2004, pp. 94-95.

70) *Ibid.*, pp. 96-97.

かくして、シイエスの言う「解釈」という行為は、両義的なニュアンスを帯びるものとして考えられることになる。それは、すでに存在している個人の具体的な意思を前提とし、それらを認識することを必要とするのであるが、しかし、それだけでは個別の意思が集積するだけであり、最終的に、それらの意思から新しい意思を導出するための創造的な過程が必要とされていることになる。

以上のようなブリュネによる説明は、前章で述べたシイエスの国家観に、すなわち分解と再構成のプロセスを重視するコンディヤック的な手法に通じる部分があるという点で説得力を有するようと思われる。ジョームの説明によれば、コンディヤック的な手法の信奉者であるシイエスは、つねに特殊なものから出発して一般的なものに至らなければならないと説き続けたのであり、そのような思考は「一般利益 (*intérêt général*)」という概念についてのシイエスの理解に現れているという⁷²⁾。

実際、シイエスが市民たちの政治参加を代表制に限定しようとする理由として挙げていたのは、「代表者たちは市民たちよりもはるかに良く一般利益を認識し、この点に関して市民たち自身の意思をはるかに良く解釈することができる⁷³⁾」ということであり、ここで使われている「一般利益」という言葉について、シイエスは以下のように説明している。

「一般利益が何者の利益でもないならば、それは無であろう。一般利益とは、特殊な諸利益の利益であり、有権者の最大多数の間に共通するものとして存在する。そこから諸意見が競合する必要性が生じる。……そうした全ての特殊利益が、ひしめき合い、互いに衝突し、競って問題を捉え、それぞれの力に応じて目指す目的に向けて、それを推し進めるに任せねばならない。この試練において、有用な意見と有害であろう意見が分離し、あるものは除去され、別のものは動き続けて均衡し、変容し、相互作用によって純化され、ついには調和し、唯一の意見へと溶融するのである。自然界において、数多くの相反する諸力から単一のより強力な運動が構成されるのをみるのと同様で

71) *Ibid.*, pp. 97-100.

72) L. Jaume, *supra* note 32), pp. 125-127.

73) E.-J. Sieyès, *supra* note 68), p. 14.

ある⁷⁴⁾」

この引用文がブリュネの説明に適合的であることは明らかである。すなわち、諸々の特殊な利益から独立して「一般利益」が存在しているわけではないと強調されながら、最終的に特殊利益は1つの目的に向かって形を変えて融合することが予定されているのであり、したがって、国民の一般意思が導出される過程も、このような営為によるものとして考えられていたのではないかと合理的に推測することが許されるだろう。

しかしながら、シエスの理論がこのようなものであるとして、そのことはどのような意味を持つことになるのだろうか。次節では、シエスの代表理論をより詳しく取り上げながら、その意味について更に検討していくことにしたい。

2. 2 代表の両義性

A) シエス理論の両義的性格

前節では、諸々の論者によるシエスをめぐる解釈をみてきたが、しかし「代表」について、シエス自身はどのようなことを語っていたのだろうか。実のところ、この問題は（第I章で取り上げた）シエスの権力分立論に深く関係しており、その延長線上に位置している。シエスの権力分立論と代表理論は異なる2つの理論というよりも、1つの国家観を形成しているのである。

というのも、シエスにとって「代表」という言葉は、文明の進歩に結び付いた「分業」という考え方に密接に関連しているものであり、さらに言うならば、両者の概念は互いに可換的な関係にあるとさえ言えるからである。つまり、シエスの代表理論の骨子となる部分は、市民一人一人が直接政治に携わるよりも、そのなかの一部の人々が政治という労働に専門化した方が、全体的な見地からは、より生産的に「政治」という労働が行われることになるという認識に根ざしていると言える。

まず、シエスによれば、分業は「あらゆる種類の生産労働と同じように政治的労働にも属している⁷⁵⁾」。したがって、文明の発展によって分業化が進行する

74) E.-J. Sieyès, «Vues sur les moyens d'exécution dont les Représentans de la France pourront disposer en 1789», in *Œuvres de Sieyès*, t.1, EDHIS, 1989, p. 91.

のに並行して、直接制から代表制への移行が行われることは自然な発展であると考えられており、シイエスの言うところによれば、「社会状態においては、すべてが代表である。代表は、私的秩序と同様に公的秩序においても至るところで発見される。代表は生産産業・商業産業の母であるのと同様に、自由と政治の発展の母でもある⁷⁶⁾」。つまり、シイエスは代表制を（原始的な直接民主制に対置された）文明的な統治形態として考えているのであり⁷⁷⁾、文明国であるフランスにおいては「人民は代表を通じてのみ語り行動する⁷⁸⁾」のである。

このような独特の代表観の帰結は、共和暦3年テルミドール2日の演説で提示されたシイエスの憲法草案において、あらゆる国家機関に対して代表者としての資格が与えられているという点に、すなわち政府どころか先述の憲法陪審にまで「代表者団 (un corps de représentants)」という称号が与えられているという点に現れている。シイエスにとっては、政治活動という労働に携わる機関はすべて分業の担い手であり、その意味において「代表者」に他ならないのである。したがって、彼が言うところによれば、「あらゆる公職は、その職務の秩序において人民の代表者である⁷⁹⁾」。ここで発見されるのは、カレ・ド・マルベールが第三共和政の議会主権を説明するにあたって論じたような、(立法府の優位を決定づける根拠としての) 輝かしい威光をまとった「代表者」ではなく⁸⁰⁾、政治という労働の担い手の1人という意味での「代表者」という概念である。

ところで、以上のようなシイエスの代表理論は（多くの場合にルソーと比較して）エリート主義的な側面を有していることが度々指摘されてきた。そのような場合には、有名な国王拒否権の演説が引用されることが多い。

それによれば、市民による法律制定権は「直接制」と「代表制」のいずれか（これを彼は「真の民主制 (véritable démocratie)」と「代表統治 (Gouverne-

75) E.-J. Sieyès, «Observations sur le rapport du comité de Constitution, concernant la nouvelle organisation de la France», in *Œuvres de Sieyès*, t.2, EDHIS, 1989, p. 35.

76) E.-J. Sieyès, *supra* note 11), p. 5.

77) P. Bastid, *supra* note 47), p. 354.

78) E.-J. Sieyès, *supra* note 68), p. 19.

79) E.-J. Sieyès, *supra* note 11), p. 17.

80) R. Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, t.1, Sirey, 1920, p. 350.

ment représentatif)」と呼ぶのであるが⁸¹⁾によって行使されるしかなく、フランスでは真の民主制ではなくて代表統治が採用されるほかないとされている。その根拠としては、①市民に直接民主制を行うだけの時間も能力もないこと、②大国においては直接民主制が技術的に不可能であることに留まらず、③政治は専門家である代表者に任せの方が上手くいくという積極的理由までも挙げられており、このことは、シイエスにとって、代表制が直接民主制の単なる代替物以上のものであったことを示していると説明される⁸²⁾。

とりわけ③の点について、たしかに教養のない一般大衆の政治参加を排除しようとするシイエスの意図が垣間見えるのであり、その限りにおいてエリート主義的性格が存していることは否定できない。しかしながら、他方、ここで強調しておきたいことは、それでもシイエスが一般大衆の意見や利益を封殺するべきだと考えていたわけではないということである。むしろ、彼はそのような立場に批判を加える側だったのであり、具体的には、同演説において以下のように述べていた。

「近代ヨーロッパ諸民族は古代の諸民族には殆ど似ていない。我々の間では、商業、農業、製造業等々しか問題にならない。財への欲望はヨーロッパ諸国全体を広大な作業場にしか変えないようである。そこでは、幸福よりも消費と生産のことが考えられている。……従って、我々は大半の人々の中に労働機械のみを見出さざるを得ない。しかしながら、貴方がたは、強いられた労働にどっぷりと没頭させられているそのような教養のない大衆に、市民の資格や市民の権利 (droits du civisme) を拒否することはできない。彼らが法律に、全く貴方がたと同様に従わなければならない以上、彼らもまた法律をつくるのに協力しなければならないのである⁸³⁾」

しかし、もちろん、ここで問題になるのはその政治参加の方法である。言うまでもなく、市民が法律制定にかかわる方法として、シイエスが念頭に置いているのは「選挙」であり、直接民主制ではない。この点については、改めて指摘する

81) E.-J. Sieyès, *supra* note 68), p. 17.

82) 浦田・前掲注5) 194-195頁。

83) E.-J. Sieyès, *supra* note 68), pp. 13-14.

必要もないが、ルソーによる「代表制」に対する批判が想起されることだろう⁸⁴⁾。ルソーによれば、「主権が代表され得ないのは、主権の譲渡ができないのと同じ理由による」のであり、「主権は一般意思のなかに存する」が「意思というものは決して代表され得ない」。なぜなら、意思は自分のものであるか他人のものであるかの二種類しかなく、代表者の意思をもって一般意思に代えることはできないのであるから⁸⁵⁾。

したがって、「代表」は人民から意思する権能を篡奪するものと考えられている。ルソーにとっての代表制とは、人民が自ら意思することを放棄して、その代わりに他人の意思に従属することを認める制度であり、それはつまり「主権の委譲」を意味し、さらには人民が奴隷になることさえも意味している。したがって、

84) ただし、一方で1762年の『社会契約論』においては、たしかにルソーはイギリスの代表制を批判しているのであるが、他方で1765年の『コルシカ憲法草案』や1771年の『ポーランド統治論』においては、ルソーは人民の委任による統治を認めており、それゆえルソーがどのように「代表」を理解し、またどのような意図で「代表」を批判していたのかという論点は今日まで議論の対象であり続けている。この論点については、『社会契約論』においては代表制を理論的に拒絶していたルソーが、後世において「実践上の理由」によって、その承認を行ったものとして説明されることがあるが、ウルビナティ (Nadia Urbinati) によれば、ルソーによる「代議士 (députés)」と「代表者 (représentants)」の区別に着目すれば、『社会契約論』以降、ルソーが一貫して「代表」を拒絶しているものとして理解することが可能だという (N. Urbinati, *Representative Democracy. Principles and Genealogy*, The University of Chicago Press, 2006, pp. 62-66)。

彼女によれば、ルソーが許容するところの「代議士」とは「代表者」に認められているような独立した意思を有していない者であるから、彼らは人民による命令委任によって拘束され、最終的な決定権を有していない。『ポーランド統治論』において、ルソーは代表制に否定的な評価を下しながらも、その弊害に対して、国会の頻繁な開催と選挙人からの指示という2つの解決策を示しており、ともすれば、この記述は確かにルソーが条件付きで代表を承認しているように見える (J.-J. Rousseau, *Considérations sur le gouvernement de Pologne*, in R. Trousson et F. S. Eigeldinger (dir.), *Œuvres complètes de J.-J. Rousseau*, t. VI, Slatkine, 2012, pp. 754-757. ルソー著 (永見文雄訳)「ポーランド統治論」川出良枝選『ルソー・コレクション 政治』136-138頁 (白水社、2012))。しかしながら、ここでは「代表者」という言葉が確かに使われているものの、『社会契約論』で示された区別に厳密に従うならば、選挙人からの「指示 (instructions)」によって行動する代表者はもはや「代表者」ではなくて「代議士」のはずであり、実のところ『ポーランド統治論』で許容されているものは「代表者」ではないと考えられる。したがって、ルソーは代表制を一貫して拒絶しているというのが、ウルビナティによるルソー解釈である。

85) J.-J. Rousseau, *Du Contrat Social ou Principes du droit politique*, in R. Trousson et F. S. Eigeldinger (dir.), *Œuvres complètes de J.-J. Rousseau*, t. V, Slatkine, 2012, p. 566. ジャン＝ジャック・ルソー著 (作田啓一訳)『社会契約論』(白水社、2010) 143-144頁。

イギリス人が自由なのは選挙の間だけであり、議員が選ばれると彼らは他人の意思に従う奴隷になってしまうとルソーは批判する。

革命期においては、実際にロバスピエールがルソーのこうした批判を継受して、代表制を批判している⁸⁶⁾。たとえば1792年7月29日の演説において、ロバスピエールは次のように述べている。

「我々の諸悪の根源、それは国民との関係で代表者が自らを置いている、国民の意見を聞くことのない絶対的な独立性にある。代表者たちは国民主権を認めたが、それを消滅させたのである。代表者たちは、彼ら自身の証言によれば、人民の代理人 (mandataires) でしかないが、自らを主権者に、すなわち専制者にしたのである。というのも、専制とは主権の篡奪以外の何ものでもないからである。その公職の名称がどのようなものであろうと、統治の外形がどのようなものであろうと、自らの代理人がその権限によって行う濫用を抑制し、また代理人による公的自由と国家の憲法への侵害を止める手段を主権者が保持していない国家においては、国民は奴隷である⁸⁷⁾」

それでは、シエスの代表制もこのような批判を免れてはいないのだろうか。ブリュネによれば、一般意思の導出過程を説明するにあたって、シエスが「解釈」という両義的な言葉を用いたのは、こうした「主権の委譲ないし篡奪になってしまう」という批判を躲す効果があったという。というのも、代表者が国民の意思を解釈するのみであれば、それは国民の主権者としての地位を篡奪しているわけではなく、むしろ国民の意思を定式化することを手助けしているものと考えることができるからである⁸⁸⁾。

86) 「自らの代理人がその活動に如何なる責任も負っていない人民は、憲法を有していない。自らの代理人が他の不可侵の代理人に対してのみ責任を負っているような人民は、憲法を有していない。というのも、人民を無処罰で裏切るかどうか、他のものを通じて裏切らせるかどうかは代理人によって決まるからである。そのことが代表制に認められた意味なのだとすれば、私はジャン＝ジャック・ルソーによって代表制に対して述べられた呪詛の全てに同意することを告白しよう」(M. Robespierre, «Seance du 10 mai 1793 sur la Constitution», in *Œuvres de Maximilien Robespierre*, t.9, Phénix éditions, 2000, pp. 504-505)。

87) M. Robespierre, «Seance du 29 juillet 1792 sur la déchéance du roi et le renouvellement de la législature», in *Œuvres de Maximilien Robespierre*, t.8, Phénix éditions, 2000, p. 416.

88) P. Brunet, *supra* note 69), p. 95.

こうした文脈を理解することで、シエスの理論が両義性を帯びていることの意味がより明確になるだろう。一方で、ルソーが批判するように（そしてカレ・ド・マルベールがシエスをそう解釈したように）、代表者が現実の国民から離れて、まったく新しい国民意思を創造する存在ならば、それは国民から主権者としての地位が篡奪されてしまったことを意味するだろうが、シエスの考えていた代表制はそのようなものではなく、そこでは代表者が常に市民の具体的な意思を考慮しなければならない。しかしまた他方で、代表者が個々の具体的な意見を認識し、それに従属するだけの存在だったならば、もはや討議を通じて統一的意思が新しく構成される余地はなくなり、その時々多数派を獲得しただけの特殊意志が国民の意志として幅をきかせることになる。このような両極端を避けるためには、意思行為と認識行為の間の第三の行為として立法行為を捉える必要がある、これに対する解答が「解釈する」という両義的な言葉遣いとして現れているものと考えられる⁸⁹⁾。

したがって、一方では、個別具体的な市民の意思を通じて国民意思が形成されるものとされ、代表者は有権者の意思をつねに考慮しなければならないのであるが、しかし同時に、市民の意思がそのまま国民の意思にはなり得ないわけであるから、代表者は有権者の意思に絶対的に従属してはならないのであり、この点において、シエスの代表理論は両義的な性格を内在させることになるのである。このような両義性は、何度も形を変えてあらわれているが、例えば、ある場面では次のように述べられている。

「民主制においては、市民は自ら法律をつくり、また名指しで直接公務担当者指名する。〔しかし〕我々の計画においては、市民は立法議会における自らの代議士を、多少とも直接的に選ぶのである。したがって、立法は民主制的であることを辞め、『代表制的』になるのである。実のところ、人民は代表者に対して完全な影響力を保持している。もし、自らの選挙人の信任を

89) この点、代表者による法律制定行為には認識行為としての側面があると同時に意思行為としての側面が併存しているとトローザン (Olivier Thorozan) は指摘する (O.Thorozan, «L'excellence de la loi dans la pensée juridique et politique français depuis le XVIIIe siècle», M. F. -R. Stéfanini, L. Gay et J. Pini (dir.), *Autour de la qualité des normes*, Bruyant, 2010, pp. 66-67)。

有していないのであれば、誰もそのような〔代表者という〕資格を得ることはできないのであり、また信任を失ったならば、そのような資格を保持することはできないのである。しかし、人民は自ら法律をつくることはできないし、いわんや、法律の執行を担うことはできない⁹⁰⁾」

この引用文は、シイエス代表理論の特徴をよくあらわしている。人民が代表者に対して有する「完全な影響力」にこそ代表の本質があるとされる一方で、しかし他方では、それが直接民主制ではないということが強調され、人民が行使する影響力には常に限定と留保がなされているのである。

(特にカレ・ド・マルベール説の影響を受けた) 従来のシイエス研究が強調してきたのは専ら後者の契機のみであり、そこでは、シイエスが代表者の独立性を説いたエリート主義的な論者であると評価されてきた。そのような評価は誤ってはいないものの、しかしそのために、シイエスの代表理論が有しているもう1つの側面はあまり注目されてこなかった。しかしながら、シイエスの記述に照らす限り、前者の契機、すなわち市民による事実的な影響力の行使という契機もまた軽視されるべきではないように思われる。というのも、代表者の独立と有権者の影響力という2つの相反する契機の存在にこそ「代表」という問題の重点が存在していると考えられるのであり、実のところ、代表者の独立性を説いたという点よりも、このような両義性が存在していたという点こそが、シイエスを近代的な代表理論の先駆者に行しているように思われるからである。

B) 代表概念一般の両義性

以上で見てきたような「代表」という概念の両義性は必ずしもシイエスの下でしか発見できないような種類のものではなく、(かねてから様々な論者により指摘されてきたところによれば)むしろ「代表」という概念一般に内在しているものとして考えられるべきである。例えば、シュミット (Carl Schmitt) やライブホルツ (Gerhard Leibholz) が指摘するところによれば、語源的に「代表 (repre-

90) E.-J. Sieyès, «Quelques idées de constitution, applicables à la ville de Paris, à la fin de Juillet 1789», in *Œuvres de Sieyès*, t.2, EDHIS, 1989, p. 3. なお〔 〕は本稿筆者による補足である。

sentation)」とは「再=現前 (re-presentation)」を意味しており、「存在していないものを再び存在しているものとして現す」という不可避的なディアレクティークを孕んでいる⁹¹⁾。したがって、被代表者である市民の意思は、そこに顕現していると同時に、しかし存在してはならないのであり、「代表」という概念そのものが矛盾を内在させたものとして説明されている。

政治学の分野においても、こうした「代表」という概念の矛盾は指摘されている。例えば、代表理論の大家であるピトキン (Hanna Fenichel Pitkin) は「代表」という概念のそのような両義的な性格を認めると同時に、さらにはそれを超えて、こうした両義性を本質的なものとして見なしてさえいる。彼女の代表作である『代表の概念』において、ピトキンは「代表者は被代表者が望むことを行うべきか、あるいは、それに反してでも被代表者の利益となることを行うべきか」という「委任-独立論争 (mandate-independence controversy)」を取り扱っているが、そこではまず、これほど長らく優れた思想家達が同じ問題に取り組んできたにもかかわらず、この論争が解決に近づく様子が一向に見られないことに対するの驚きを示され、そもそも問題の定式化自体に上手くいかない根本的原因があるのではないかという推測がなされている⁹²⁾。

そして、彼女は次のように続ける。「予想される有権者の要望とは逆の行動ばかりとるとき、その議員は代表者ではない」という見解は全く正当にみえるが、しかしながら反対に「議員が完全に有権者によって指図されたことしか行えないとするならば、行為者はもはや議員ではなくて有権者本人であって、その議員は代表者ではない」という見解もまた否定し難いようにみえる。なぜなら、送られてきた手紙が送り主を代表しているとは普通言わないのと同様に、単に有権者の意思伝達手段と化した議員を代表者と呼ぶことには確かに違和感があるからであ

91) Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, Duncker & Humblot, 1928 (1965), S. 209f. カール・シュミット著 (阿部照哉=村上義弘訳) 『憲法論 (新装版)』 (みすず書房、2018) 245 頁。ゲアハルト・ライブホルツ著 (渡辺中=廣田全男監訳) 『代表の本質と民主制の形態変化』 (成文堂、2015) 16 頁。

92) H. F. Pitkin, *The Concept of Representation*, University of California Press, 1967 (First Paperback Edition 1972), pp. 146-150. ハンナ・ピトキン著 (早川誠訳) 『代表の概念』 (名古屋大学出版会、2017) 193-198 頁。

る。したがって、いずれの見解も正しいように思われるのであるが、「しかし、二つの見解が代表者の役割について正反対の両立しがたい結論を支持しているように思えるのに、両者が共に正しいなどということがありうるのだろうか。もしかしたら、ありうるかもしれない。それは、それぞれの見解が代表の意味の一部分を主張しているだけなのに、その一部分から誤って推測をしてしまっている場合である⁹³⁾」。

かくして、ピトキンは両者の見解ともに全く誤っているとは考えず、むしろ、その両義性のなかに「代表」という概念の本質的構造を見出す。「私たちは、論理的に解決不可能な難問を突きつけられていて、二つの要素のどちらかを選ぶよう求められているのに、その要素のいずれもが代表の概念に含まれているのである⁹⁴⁾」。というのも、彼女によれば、「その概念の原理は、代表の外枠を定めている。その外枠によって、私たちはどこまでを代表することだと（または代表者だと）認めてよいのか、そしてどこからが最早それに値しないのか、を識別する。もし現状がどちらか一方へ行きすぎている場合には、それはもはや代表ではないと論じることになる（彼は単なる寡頭制支配者であるか、単なる道具である）。だが、もはや代表ではないというものを決めるための外枠の内側では、適切な代表がなすべきこととなすべきではないことを巡って、様々な見解が併存する余地が残されているのである⁹⁵⁾」。

すなわち、ピトキンは「代表」という概念を1つの枠のようなイメージで捉えることで、その矛盾した性格を一体的に理解しようと試みる。彼女にとっての「代表」の概念とは、代表者が被代表者から完全に独立した状態と、反対に、代表者が完全に従属している状態との中間ないし内部に位置する境域であり、それゆえ、二極間の緊張関係を不可避的に内包しているものとして現れる。それは一種のオクシモロンとして考えると分かりやすいだろう。例えば「賢明な愚者」という概念が純然たる賢者や純然たる愚者を排除するのと同様に、ピトキンの考える「代表」も、それ自体が内在的な矛盾を抱え、純然たる民主政や純然たる貴族

93) *Ibid.*, p. 151. ピトキン著（早川訳）・前掲注92) 200頁。

94) *Ibid.*, p. 165. ピトキン著（早川訳）・前掲注92) 218頁。

95) *Ibid.*, p. 166. ピトキン著（早川訳）・前掲注92) 220頁。

政を排除する枠組みの内側として考えられているのである。

もし、「代表」という概念に、そもそもこのような構造上の矛盾が存在しているのだとすれば、シイエスの代表理論に両義的な性格が存していることもより一般的な文脈のなかで捉えるべきだろう。これに関連して、ロザンヴァロン (Pierre Rosanvallon) が「代表制」を論じる文脈で、シイエスとルソーとの断絶よりも、むしろ両者の繋がりを指摘しているという点が興味深い。ロザンヴァロンがそこで一般的に述べているところによれば、そもそも「代表制」という言葉には、それを民主政の等価物として考える見解と、民主政を超えた固有の長所があるものとして考える見解との二つの構想による緊張関係が内在しているのであるが、しかしながら、代表制が実践的に必要不可欠であるという事実を前にして、両者の対立が曖昧なままに併存してしまっているという⁹⁶⁾。

さらに言えば、こうした両義性は、以上のような形而上学的な説明から根拠づけられるのみならず、より現実的な視点からの分析によっても裏付けられる。実のところ、そのような分析を通じて、日本の憲法学者たちも代表の両義性については多かれ少なかれ自覚的であったと考えられるのである⁹⁷⁾。

そうした分析のなかでは、しばしば「時間」ないし「動態」といった言葉が強調される。つまり、現実的な観点からすれば、代表されるべき国民意思とは、確

96) P. Rosanvallon, *La démocratie inachevée. Histoire de la souveraineté du peuple en France*, Gallimard, 2000, p. 12. ここで思い出されるのは、エスマン (Adhémar Esmein) の議論に由来する「純粹代表制／半代表制」という区別である (杉原泰雄「いわゆる「半代表制」の構造について」一橋論叢 65 卷 1 号 (1971) 50-65 頁。樋口陽一『議会制の構造と動態』(木鐸社、1973) 42-58 頁参照)。エスマンの説明によれば、純粹代表制 (= 古典的代表) の下では、代表者が有権者から独立して良き統治を追求するのに対して、「半代表統治は唯一の目標を追求する。すなわち、政治的選挙人の多数派によって表明された、国民の現実の意志を可能な限り正確に伝え実行することである」とされている (A. Esmein, «Deux formes de gouvernement», in *RDP*, 1894, p. 25)。エスマン自身の意図としては、これら 2 つの理念型が混合されることへの警鐘を鳴らそうとしていたのであるが、それにもかかわらず、その後の歴史的展開のなかで純粹代表制が半代表制と融合していく過程が進行し続けたという事実は示唆的であるように思われる。

97) 例えば、山本悦夫によれば、国民代表の観念には、選挙人からの独立という消極的側面と選挙人による拘束という積極的側面があり、このような両側面からの把握によって、国民代表についての様々な問題を統一的に理解できるという (山本悦夫『国民代表論』(尚学社、1997) 23-24 頁)。

たる形をもって既に存在しているものではなく「常に変化し、発展する動的なもの⁹⁸⁾」として考えられるのであり、一方では、それは代表者によって表明されるが、他方では、これに対するフィードバックを有権者が行うという双方向的な関係性から生じる動態こそが「代表」のプロセスとして理解されるのである。例えば、高橋和之によれば、「国民意思は、選挙制度の外に、すでに形成され完成されたものとして、存在するのではない。しかし、常に形成途上にあるものとして、存在はするのであり、選挙のたびに、選挙制度により、具体的な内容をもつものとして『表現』されるのである⁹⁹⁾」。

このように「時間」という座標軸が導入されるならば、代表者の意思が市民の意思に優位している段階も、反対に、市民の意思が代表者の意思に優位している段階も同様に存在していることになるわけであるから、「代表」という制度には、代表者が独立している段階もあれば、有権者が影響力を行使する段階も存在していることになり、一般的に「代表」という言葉を用いて語る際には、そのような両義的な性格を前提として議論が行われなければならないという結論が導かれる。したがって、理論の次元においても、また現実の次元においても、同様の両義性が指摘されることになるわけである。

C) 両義性の不在：ホブズの代表理論

こうした両義性を欠いた場合、より具体的には、「代表」という概念にどのような問題が生じることになるのだろうか。その例として、ジョームが挙げているのは、ホブズ (Thomas Hobbes) の代表理論である¹⁰⁰⁾。ここでは、ピトキンのホブズ解釈を参考にしながら (やや論点を限定して) ホブズの代表理論を検討することにした。

『リヴァイアサン』の第16章の冒頭において、ホブズはまず「人格 (Person)」を「彼の言葉または行動が、①彼自身のものとして見なされる、②あるい

98) 和田進「国民代表原理と選挙制度」法律時報54巻4号(1982年)83頁。

99) 高橋和之『現代立憲主義の制度構想』(有斐閣、2006)85頁。

100) L. Jaume, «Légitimité et représentation sous la révolution l'impact du jacobinisme», in *Droits*, n° 6, 1987, pp. 59-60.

は他者の言葉や行動(……)を代表しているものとして見なされる¹⁰¹⁾」者であると定義し、この①の場合と②の場合をそれぞれ「自然的人格(Naturall person)」と「人為的人格(Artificiall person)」と呼んでいる。ここで特に法律家が注意すべきは、この2つの人格は「自然人/法人」という区別とは全く異なるものだという点である。例えば、会社の経理が小切手を振り出した場合、通常はその経理が「自然人」であり、その行為が帰属するところの会社が「法人」とであると説明されることになるだろうが、ホッブズの定義によれば、その行為が最終的に法人のものとして見なされるところの経理こそが「人為的人格」に相当するのである¹⁰²⁾。

この「人為的人格」、すなわち「代表」が問題になる場合において、ある行為が「他者のものとして見なされる」というのは、どのようなことを具体的に意味するのだろうか。同章の続く説明部分においては、ある行為の「行為者(Actor)」とは別に、その行為の帰属先である主体が「本人(Author)」と呼ばれ、そして、本人から行為者に与えられる権限は「権威(Authority)」と呼ばれているのであるが、ホッブズによれば、この権威の付与を通じて、本人は行為者が行ったことに拘束されることになり、その効果として、それに従う義務が発生するものとして説明されている。

ここで重要なのは、権威付与の結果として、被代表者である「本人」に義務が生じる一方で、代表者たる「行為者」には行動するための権威のみが与えられているということである。また別の場面で、権威付与にも限定的なものと全面的なものがあるとホッブズが論じていることによって、この点を見失ってはならない。というのも、権威付与の範囲に何かしらの限定がついていたとしても、その権限を逸脱した行為をおこなうことによって、代表者は何かしらの義務に違反することになるわけではなく、単にその行為が代表者としての行為にはならないというだけのことからである¹⁰³⁾。

101) T. Hobbes (edited by N. Malcolm), *Leviathan*, vol. 2, Clarendon Press, 1651 (2012), p. 244. ホッブズ著(角田安正訳)『リヴァイアサン1』(光文社、2014) 278頁。下線による強調と番号の付記は本稿筆者による。

102) H. F. Pitkin, *supra* note 92), pp. 15-16. ピトキン著(早川訳)・前掲注92) 19-20頁。

103) *Ibid.*, p. 20. ピトキン著(早川訳)・前掲注92) 26頁。

すでにこの時点で、ホッブズの考える「代表」の行き着く先が示唆されているが、さらに決定的なのは、国家形成のための信約が、代表者と被代表者の合意を通じて成立するものとホッブズが考えていなかったことである。というのも、彼によれば、国家が成立するのは、被代表者である臣民の間で相互に契約が行われる場合だからである。すなわち、全臣民は「いずれかの個人または合議体に、全員の人格を現出する権利（すなわち代表者となる権利）」を与えることに互いに同意し、一度、そのように代表者が決めたならば、「その個人や合議体の行動や判断すべてを自分自身のもんとして権威づけることになる」のであり、こうして成立した代表関係を通じて、人々の集団は、国家という1つの統一的人格を形成することになると説明されるのである¹⁰⁴⁾。

かくして、契約当事者ではなくて第三者の地位にある代表者（＝主権者）は、いかなる義務も負うはずがない。なるほど『リヴァイアサン』の第30章において、ホッブズは主権者といえども自然法に従う義務があると述べているが、これはあくまで主権者としての義務であって、代表者として負う義務ではないのである。というのも、そのような自然法遵守の義務は、主権者が誰とも契約しないがために自然状態におかれたままであることから導かれる義務であり、それは被代表者たる臣民ではなくて、ただ神に対してのみ負っている義務に過ぎないからである。その代表理論の構造からして、ホッブズの下では、代表者はいかなる義務も負うはずがないのである¹⁰⁵⁾。

したがって、ここから以下のことが帰結される。

「各臣民は、この主権の制定を通じて、制定された主権者のすべての行為と判断の本人なのであるから、主権者がなにをしようと、それはどの臣民に対する侵害でもありえないし、また彼は臣民のうちの誰からも不当だと非難をうけることはない。というのは、他人からの権威に基づいて物事を行うものは、その他人に対して何の侵害をなすものではないのだから。逆である。こうしたコモンウェルスの制定によって、各個人は、主権者が行うことすべて

104) T. Hobbes, *supra* note 102), p. 264. ホッブズ著(角田安正訳)『リヴァイアサン2』(光文社、2018) 23頁。

105) H. F. Pitkin, *supra* note 92), pp. 30-31. ピトキン著(早川訳)・前掲注 92) 42-43頁。

の本人なのである。したがって、自分の主権者から受けた侵害に対して不平を言うものは、彼自身が本人である事柄について不平を言っているわけである¹⁰⁶⁾」

ここでは、代表者が被代表者に完全に代位しており、被代表者が代表者に不平を言うことは許されないし、そもそもの契約を撤回することも許されない。このような結論は、個別にみれば説得的にみえる「権威」についての諸推論から導かれているはずなのであるが、それがいつの間にか、ジョームが言うところの「権威主義 (autoritarisme)」に至っているのである¹⁰⁷⁾。

また確かに、ホブズは、行為者が本人の人格を現前させることを「代表」であると考えているのであり、その意味では「存在していないものを再び存在しているものとして現す」という意味における「代表」のパラドックスを主題化しているはずである。しかし、(おそらく、ホブズは意識的にそうしているのであるが) 彼が言及しているのは、専ら「代表」という概念の形式的・理論的な契機のみであり、その実質的・実践的な契機との間に生じる矛盾については敢えて言及しようとしないのである。

ホブズとシイエスを対照させたときには、この点は一層明らかである。一方で、ホブズの代表理論の下では、専ら権利や義務などの関係性のみが問題になっており、彼が論じる諸問題は形式的な次元において解決される。しかし他方で、シイエスは、このような形式的な次元を超える実質的なものを、すなわち、一定の行為ないし資質の確保を、代表者に期待しているのであり、「自分達の要望の解釈者となり、自分達の利益の擁護者となることができる、自分達の身分から選出された代議士」であることを望んでいる¹⁰⁸⁾。

それゆえ、ホブズの代表理論は理路整然としているのに対して、シイエスの説明は両義的で矛盾した印象を与える。代表者の独立性を論理的に承認したとしても、事実的な次元において、シイエスはそのような独立性を修正するような言

106) T. Hobbes, *supra* note 102), p. 270. ホブズ著 (角田訳) 前掲注 105) 29-30 頁。

107) L. Jaume, *supra* note 101), p. 60.

108) E.-J. Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers-État?*, in *Œuvres de Sieyès*, t. I, EDHIS, 1989, p. 18. シイエス著 (稲本洋之助ほか共訳) 『第三身分とは何か』 33 頁 (岩波書店、2011)。

明を繰り返すのであり、そこから内在的な緊張関係が生じることは避けられないのである。

おそらく、論理的な一貫性という見地からすれば、より優れているのはホップズの方であろう。しかしながら、一般的に「代表関係」と呼ばれるものは、ホップズが説くような、代表者が強大な権威を保有する関係性ではなく、むしろシイエスの説くような微妙なニュアンスを帯びた関係性のことであり、そちらの方が代表理論としては感覚的に適切なものとして現れる。ここに一種の倒錯がみられ、こうした論理的な一貫性と適切性の間の乖離こそが「代表」という概念それ自体の矛盾した性格を例証しているのであり、また、この点こそがシイエスを代表理論の先駆者たらしめているように思われるのである。

おわりに

本稿では、従来のシイエス研究がシイエスを専ら代表者の独立性を説いた理論家として評価し、そのエリート主義的な契機を強調することが多かったのに対して、被代表者から代表者への影響力もまたシイエス理論の無視できない1つの契機をなしていたということを明らかにしてきた。また本稿の終盤では、これらの2つの契機から生じる両義的な性格が、シイエスという特殊な文脈を超えて、より一般的な「代表」という枠組みのなかで理解され得るということを論じ、そのような両義性を欠いた場合の例として、ホップズの代表理論との比較を試みた。

さしあたり、ここから次の結論を引き出すことができる。まず、シイエスという人物は、単に代表者の独立性を説いたエリート主義的な理論家というよりも、むしろ現代までつづく「代表」という概念に内在する両義性と向き合うことになった先駆者として理解され得るということ。そして、このような両義性から生じる緊張関係こそが、今日に至るまで「代表」という概念の重要な問題を形成しているということ。以下では、このような両義性の現代的な意義について簡単に言及して、本稿を終えることとしたい。

まず、この「代表」という概念は複雑な概念であり、しばしば何気なく使われている言葉ではあるが、その意味を解明することは憲法学や政治学にとっての永

遠の課題であり続けている。本稿では詳しく取り扱うことができないが、そもそも政治学の分野においては「代表」という概念に本質的な何かがあるのかどうかということ自体が一つの論点であり、例えば、バーチ (Anthony Harold Birch) がピトキンを批判しているところによれば¹⁰⁹⁾、代表概念に何かしらの本質的な実体があると仮定していること自体が問題を難しくしてしまっており、我々は個別の代表理論を分析・評価することを通じて、代表概念の価値を測定することで満足するべきであるとされている。

しかしながら、その概念を探求することが確かに困難であるにせよ、今日、それを考察する必要性がますます増しているように思われることも事実である。というのも、近時になって「代表の危機」ということがよく言われているからである。そしてこれに伴って、政治学などの分野では「代表」という問題を再び考察しようとする動きもみられるのであり、例えば、日本でも、ポピュリズムの台頭、デモなどの院外運動の活性化などを受けて「ポスト代表制」が論じられるに至っている¹¹⁰⁾。

こうした傾向を一般的に言うならば、現代的な試練を前にして、いかにして「代表」と「民主主義」が調和し得るのかということが世界的に改めて問い直されているのだと言ってよいだろう¹¹¹⁾。法的には、代表者は有権者を無視して決定を行うことができ、そのような一種の裏切りとも呼べるような行為が制度的に承認されている一方で、他方では、代表者は民意と呼ばれるものに拘束され、そのような姿が代表者のあるべき姿であるとさえ考えられている。この2つのイメージの間にある矛盾は、現代ではますます強く意識されるに至っているが、しかし、実のところ、そのような「代表の危機」は今に始まったものではなくて¹¹²⁾、

109) A. H. Birch, *Representation*, Praeger, 1971, pp.13-14. アンソニー・H・バーチ著 (河合秀和訳)『代表』(福村出版、1972) 14-16 頁。

110) 山崎望 = 山本圭編著「ポスト代表制の政治学に向けて」山崎望 = 山本圭編『ポスト代表制の政治学』(ナカニシヤ出版、2015)。

111) 晩年になって、ピトキンはそのような形での問題提起を行っている。H. F. Pitkin, «Representatin and Democracy: Uneasy Alliance», in *Scandinavian Political Studies*, Vol. 27 (No. 3), 2004, pp. 335-342.

112) 宇野重規「代表制の政治思想史—三つの危機を中心に」社会科学研究 (東京大学社会科学研究所研究紀要) 52 巻 3 号 (2001) 5-36 頁。

近代的な統治機構が成立して以来、現代にいたるまで「代表」の両義的な性格は恒久的な問題でありつづけていた。

この点について、有権者からの独立を特徴とする近代的な代表制が現れた時期が、国王権力の衰退とともに議会が統治を担当するようになり、その国家的視野が必要とされるようになった時期であったという指摘が特に注目に値するようと思われる¹¹³⁾。国民が統治権力全体を担っていくにつれて、市民の意思がますます重要になってくる一方で、しかし同時に単なる特殊利益を超えた「国民的なもの」の存在がますます必要とされることになるのであれば、代表という制度が矛盾を内在することになるのは一種の必然だったと言えるのではないだろうか。

「代表」を語るうえでは、そうした矛盾ないし両義性を認識することが重要であり、あらゆる点において、これがそもそも単純な二分法に馴染むような概念ではないことが念頭におかれなければならないだろう。そして「代表」という概念がこのようなものであるならば、そのような二項間の対立を除去するというよりも、何かしらの媒介項を通じて、内在的な緊張関係を和らげるようなアプローチが必要とされるはずである。本稿筆者の能力不足ゆえに、その解決策をここで具体的に提示することはできないが、ひとまずは2つの方向性が示唆可能であるように思われる。

1つ目は（シイエスが考えていたように）公開の討議というプロセスを重視することである。これは熟議民主主義を念頭に置いているが、討議を通じて、代表者と有権者の間にあるギャップを埋めることで、代表制の矛盾ないし弱点を和らげることができる可能性が考えられる。そして、2つ目は、代表者と有権者の間の社会学的な類似性に着目することである。これはいわゆる「社会学的代表」という概念を念頭に置いているが、代表者と有権者の間にある「繋がり」を保障するものとして、選挙から生じる信頼関係とは別に、社会学的な類似性を考慮するという可能性が考えられる。ただし、勿論、この2つの方向性は新しいものではないのであり、本当に必要とされているのは、実のところ、全く新しい別の可能性なのかもしれない。

113) 小川晃一「政治的代表的論理」北大法学論集37巻1号(1986)2-3頁。

「人民による政治を実現するためには人民の政治だけでは足りないというのが代表制の主張である¹¹⁴⁾」。このような主張が、特に現代において、市民を排除するためのエリート主義的な言い訳に見えることは確かに否定しきれないだろう。しかしながら、代表統治には民主政としての側面と同時に貴族政としての側面があるということは、そもそも遥か昔から指摘されてきたことであり¹¹⁵⁾、代表制という制度が、そのような両義的な性格を内在させている制度であることを一度、認めるならば、そうした一側面を批判するというよりも「代表民主制」を成り立たせるための媒介項を探し出すことこそが重要なのではないだろうか。そのような探求作業は今後の課題となるだろう。

また最後に付言しておきたいが、代表というテーマについて、以上のような認識をもつことが、憲法学上の具体的問題に対してどのような影響を与えるのかという問いに直ちに答えることは難しい。例えば、樋口陽一によれば、憲法43条の「代表」という文言には、選出母体による代表者の拘束の禁止という「禁止的規範意味」と全国民の意思の反映という「積極的規範意味」の二側面があり、その一方が他方を完全に否定しない限りにおいて、いずれかの側面が強調され得るとされている¹¹⁶⁾。本稿で論じたような「代表」という概念の両義性は、おそらく、このような考え方に親和的なものではあるが、他方で、このことが具体的な帰結を指図するものでないことも明らかである。したがって、我々はいずれにせよ「代表」という概念の内実を明らかにし、そこから導かれる具体的な帰結を探求しなければならないように思われるのである。

※ 本研究は JSPS 科研費 21J21116 の助成を受けたものである。

114) 早川誠『代表制という思想』(風行社、2014) 205頁。

115) H. Sidgwick, *The elements of Politics Science*, Macmillan, 2nd ed., 1897, pp. 616-617.

116) 樋口・前掲注4) 326-333頁。